

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松本市	本郷地区 (三才山、稲倉、洞、原、水汲、浅間温泉第1～8、南浅間、大村北、大村中、大村南、総社1～3丁目、横田第1～7)	令和3年2月19日	令和6年4月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(市街化区域、再生利用が困難な区域を除く)	175.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	134.8 ha
③アンケート調査時の地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	136.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	49.9 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.8 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

管内の農地利用については、後継者・担い手が不足している状況。加えて作業条件の悪い圃場が多く、委託も困難であり受け手の確保が必要となる。
更に原・水汲・浅間温泉・南浅間・大村北・大村中・大村南・総社・横田集落は市街化調整区域が混在化しており、「人・農地プラン」対象区と対象外区との色分けが進む。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、地区再生協議会の方針による自主転作を継続し、中心経営体への受入れを促進する事により遊休農地防止に努める。

野菜地帯でもある三才山集落については、中心経営体である認定農業者が担うほか、規模拡大を希望する新規就農者への農地集積を進める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

特産化作物の導入方針

米・麦等の土地利用型作物以外に、三才山地区を中心に収益性の高い野菜類(カリフラワー・ブロッコリー・ジュース用トマト)などの園芸作物の生産に取り組む。

農地中間管理機構の活用方針

三才山・稲倉・洞地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、3筆、3,965㎡となっている。